

入札条件

- 1 本件入札に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、酒田市契約規則（平成17年規則第58号）に定める者の他、本条件に定めるところによる。ただし、郵送による入札の場合は、次の2、3、6（2）、7（8）、7（9）、及び14（2）イの規定については適用しない。
- 2 入札参加者の代理人が入札に参加する場合は、入札開始前に委任状を提出しなければならない。
- 3 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 4 入札参加者又はその代理人の連合その他の理由により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させないこと、入札の執行を延期すること、又は入札の執行を取りやめることができる。
- 5 指名競争入札において初回の入札の参加者が1者の場合は、当該入札の執行を取りやめができる。
- 6 特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、次により取り扱うものとする。
 - (1) 入札室には、入札参加者又はその代理人、入札執行事務に關係のある職員、及び立会い職員以外の者は入室することはできない。ただし、入札参加者全員の了解を得られれば、入札参加者又はその代理人の他1人まで入室できるものとする。
 - (2) 入札時間までに入札室に参集しない者は、入札に参加することはできない。
 - (3) 入札参加者又はその代理人は、入札執行中、入札室を退室することはできない。ただし、くじ引きで落札者を決定する場合においては、くじ引きに關係ない入札参加者又はその代理人は、入札を執行する者の判断で退室させることができる。
 - (4) 入札者参加者又はその代理人は、入札執行中、私語及び携帯電話の使用等誤解を招くような不審な行為をしてはならない。
- 7 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者が行った入札
 - (2) 記名押印をしていない入札
 - (3) 金額を訂正した入札
 - (4) 鉛筆等修正可能な筆記用具で記載した入札
 - (5) 謾字、脱字等により必要事項が確認できない入札
 - (6) 明らかに連合によると認められる入札
 - (7) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした入札
 - (8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (9) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (10) 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者又は不足する者のした入札
 - (11) 郵送入札の場合、一般書留又は簡易書留以外で郵送された入札
 - (12) 前各号に掲げるものの他、入札に関する条件に違反した入札
- 8 入札をした者は、入札後、物品の内容、契約条項及び入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 9 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。

- 10 最低制限価格は設定しない。
- 11 落札者は、落札決定通知又は契約決定通知を受けたときは、特別な事情がある場合を除き、5日以内（土日祝日を除く）に契約を締結しなければならない。
- 12 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 13 契約保証金は免除する。
- 14 入札を辞退する場合は、次により取り扱うものとする。
 - (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、郵送による入札の場合において、入札執行中（開札時刻以後）にあっては、入札を辞退することができない。
 - (2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。
 - ア. 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（書留で入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - イ. 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 15 その他入札の執行に当たっては、その都度入札を執行する者の判断によるものとする。